

## 佐久・上伊那 両地方事務所が所管する県営住宅の管理代行について

平素より当公社業務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当公社では、平成 23 年 4 月 1 日から長野・松本・上小・諏訪各地方事務所管内の県営住宅に加え、佐久・上伊那両地方事務所が所管する県営住宅について下記の通り、管理代行者として管理を行うことになりました。

今後、佐久・上伊那両地方事務所管内の県営住宅に関する入居者の募集や入退去管理、緊急修繕の受付などは当公社で行うこととなりますが、当公社としては長年の公的賃貸住宅管理の経験を生かし、適切な管理及びサービスを心掛けて参りますので、今後ともよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. 長野県に代わって県営住宅の管理を行う者の名称

長野県住宅供給公社 理事長 和田 恭 良

#### 2. 長野県に代わって管理を行う県営住宅

「県営住宅等に関する条例（昭和 35 年 10 月 13 日条例第 33 号）第 2 条に規定する県営住宅のうち次に掲げる県営住宅

##### （1）佐久地方事務所管内

団 地 名	位 置
東小諸	小諸市甲
下郷土	小諸市甲
新みどりヶ丘	小諸市甲
丸山	小諸市菱平
池ノ前	小諸市御影新田
城下	小諸市乙
浅間台	北佐久郡軽井沢町浅間台長倉
平和台	北佐久郡御代田町御代田
泉	佐久市前山
白山	佐久市三河田
大塚	佐久市根々井
伊勢林	佐久市新子田
旭ヶ丘	佐久市臼田
塩名田	佐久市塩名田
宿岩	南佐久郡佐久穂町宿岩

(2) 上伊那地方事務所管内

団 地 名	位 置
水神橋	伊那市上牧
竜東	伊那市日影
大萱	伊那市西箕輪
若宮	伊那市若宮
神明	伊那市高遠町西高遠
ふじやま	駒ヶ根市経塚
馬見塚	駒ヶ根市赤穂福岡
湯舟	上伊那郡辰野町伊那富
旭	上伊那郡辰野町小野春宮
上の原	上伊那郡辰野町赤羽上の原
木下第2	上伊那郡箕輪町中箕輪
浅間塚	上伊那郡南箕輪村浅間塚
中込	上伊那郡南箕輪村中込
大原	上伊那郡宮田村大原

3. 長野県に代わって行う県営住宅の管理の内容

次に掲げる事務

(1) 県営住宅等に関する条例に基づく事務

県営住宅等に関する条例の条項	事 務 の 内 容
第3条、第4条第1項	入居者の公募に関する事務
第5条	入居申請の受理に関する事務
第4条、第6条第1項及び第3項	入居者の選考及び入居許可に関する事務
第6条第2項	補欠入居選考予定者の選定及び順位付けに関する事務
第8条	入居申込者への通知に関する事務
第9条第1項各号列記以外の部分	入居すべき日の指定に関する事務
第9条第2項	入居すべき日の変更に関する事務
第9条第3項	入居許可の取消しに関する事務
第9条の2	暴力団員の同居の不承認に関する事務
第9条の3	暴力団員の承継の不承認に関する事務
第13条第1項	明渡しの日認定に関する事務
第15条第1項	入居者の修繕又は費用負担の選択に関する事務
第19条	明渡し検査の職員の指定に関する事務
第23条第1項	高額所得者への明渡し請求に関する事務

第 23 条第 3 項	高額所得者への明渡期限の延長に関する事務
第 23 条の 3 第 1 項	暴力団員への明渡請求に関する事務
第 25 条第 1 項	共同施設（集会所及び駐車場）の使用許可に関する事務
第 27 条第 1 項	県営住宅の検査及び入居者に対する指示に関する事務

(2) 公営住宅法に基づく事務

公営住宅法による条項	事務の内容
第 21 条	県営住宅及び附帯施設等の修繕等に関する事務
第 27 条第 3 項	用途変更の承認に関する事務
第 27 条第 4 項	模様替え及び増築の承認に関する事務
第 27 条第 5 項	同居承認に関する事務
第 27 条第 6 項	承継承認に関する事務
第 32 条第 1 項	入居者に対する明渡請求に関する事務
第 32 条第 5 項	入居者に対する明渡請求の通知に関する事務
第 33 条	公営住宅監理員の設置に関する事務
第 34 条	収入状況の報告の請求等に関する事務

(3) 県営住宅の管理に関して上記以外に併せて行う業務

家賃、敷金、滞納家賃等の収納に関する事務
収入申告に関する事務
申請書等の取次ぎ及び通知等の送付に関する事務
県単住宅の修繕、収入申告、家賃、敷金及び滞納家賃等の収納に関する事務
その他県営住宅の管理に必要な事務

4. 長野県に代わって県営住宅の管理を行う期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日